

奈良市公報

号外第7号

平成24年 2月29日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

○奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	1
○奈良マーチャントシードセンター条例を廃止する条例……………	3
○奈良市営住宅条例の一部を改正する条例……………	4
○奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例……………	4
規 則	
○奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………	4
○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	4
○奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則……………	4
○奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則の一部を改正する規則……………	5
別表（第5条関係）	

○奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 5

条 例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成23年12月21日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第39号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
2	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700	532,500
3	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800	535,700
4	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900	538,900
5	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900	542,100
6	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000	544,500
7	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100	547,000
8	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200	549,500
9	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100	552,000
10	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200	553,900
11	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
12	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400	557,600
13	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200	559,400
14	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600	560,900
15	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	562,400
16	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	563,900
17	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	565,300
18	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	566,500
19	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	567,700
20	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	568,900
21	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	570,100
22	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000	
23	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500	
24	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000	
25	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300	

	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000		
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800		
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600		
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200		
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000		
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800		
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600		
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200		
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000		
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800		
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600		
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200		
	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000		
	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800		
	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600		
	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200		
再任用	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200			
職員	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900			
以外の	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600			
職員	65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900			
	66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500			
	67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200			
	68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900			
	69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400			
	70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100			
	71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800			
	72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500			
	73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000			
	74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700			
	75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400			
	76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100			
	77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600			
	78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100				
	79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800				
	80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500				
	81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000				
	82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700				
	83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400				
	84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100				

	85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600					
	86	239,700	294,800	343,200	383,900						
	87	240,400	295,100	343,700	384,500						
	88	241,100	295,500	344,200	385,100						
	89	241,900	295,800	344,600	385,800						
	90	242,400	296,200	345,100	386,400						
	91	242,900	296,600	345,600	387,000						
	92	243,400	297,000	346,100	387,600						
	93	243,700	297,100	346,300	388,300						
	94		297,500	346,800							
	95		297,900	347,300							
	96		298,300	347,800							
	97		298,500	347,900							
	98		298,900	348,400							
	99		299,300	348,900							
	100		299,700	349,400							
	101		299,900	349,700							
	102		300,300	350,100							
	103		300,700	350,500							
	104		301,100	350,900							
	105		301,300	351,400							
	106		301,600	351,800							
	107		302,000	352,200							
	108		302,400	352,600							
	109		302,600	353,100							
	110		303,000	353,500							
	111		303,400	353,900							
	112		303,700	354,200							
	113		303,800	354,700							
	114		304,200								
	115		304,600								
	116		305,000								
	117		305,200								
	118		305,500								
	119		305,800								
	120		306,100								
	121		306,500								
	122		306,800								
	123		307,100								
	124		307,400								
	125		307,800								
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年奈良市条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第8項第1号中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。

(平成23年12月21日揭示済)

奈良マーチャントシードセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成23年12月21日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第40号

奈良マーチャントシードセンター条例を廃止する条例

奈良マーチャントシードセンター条例(平成3年奈良市条例第15号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平成23年12月21日揭示済)

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第41号

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号イ中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

第13条に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、この限りでない。

第14条第1項中「、市内に住所を有し」及び「、かつ、入居決定者と同等以上の収入のある」を削り、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、この限りでない。

第23条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第13条の規定は、前項の場合について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。ただし、第6条第1項第1号イの改正規定は、公布の日から施行する。

（奈良市改良住宅条例の一部改正）

2 奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第23条第2項」を「第23条第3項」に改める。

（奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正）

3 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第23条第2項」を「第23条第3項」に改める。

（平成23年12月21日揭示済）

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第42号

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成23年12月26日揭示済）

規 則

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第65号

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市営住宅条例施行規則（昭和61年奈良市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別記第4号様式中「奈良市長 氏 名 様」を「(宛先) 奈良市長」に、

「入 居 者 住 所 氏 名 ④ を

上記連帯保証人 住 所 氏 名 ④」

「入 居 者 住 所 氏 名 ④

上記連帯保証人 住 所 氏 名 ④

電話番号 ④ に

改め、「所得に関する証明書及び」及び「、市外に転出したとき、」を削る。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

（平成23年12月21日揭示済）

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第66号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和41年奈良市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項第2号中「職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料等の支給に関する規則第28条第2項第2号の規定は、平成23年12月1日から適用する。

（平成23年12月28日揭示済）

奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここ

に公布する。

平成23年12月28日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第67号

奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

奈良市母子保健法施行細則（平成14年奈良市規則第59号）

の一部を次のように改正する。

別表備考2中「」の規定」の次に「並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」を加える。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

（平成23年12月28日揭示済）

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月28日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第68号

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則（平成17年奈良市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「」の規定」の次に「並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」を加える。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

（平成23年12月28日揭示済）

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月28日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第69号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成6年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成23年12月28日揭示済）

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。